

平成23年(2011年)8月26日



# 埼玉県報

第 2 3 1 6 号  
平成 23 年 8 月 26 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則\(文化振興課\)](#)

### 告示

- [鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [富士見都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [埼玉県立上尾特別支援学校ほか25校で使用する電気に関する落札者の公示\(財務課\)](#)
- [県道飯能寄居線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷羽生線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道川口草加線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

# 規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第五十号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則（平成六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

「司会台  
いす

一式  
一脚

四一〇 いす付

「司会台  
パネルディスカッション用機  
椅子

「

一式 四一〇 椅子付

「に、「ピアノいす」を「ピアノ椅子」

同 四二〇 同

「

に、「コントラバス用いす」を「コントラバス用椅子」に、「チェロ用いす」を

「チェロ用椅子」に、「演奏者用いす」を「演奏者用椅子」に、「

」 平台

同

三〇〇

「を」  
平 平

台

台運搬車

同 一台

三〇〇  
二二〇

「に、」  
高足

同

五〇

「高足

同

を

木台

同

鉄ごま

同

陰段

一台

二四〇  
五〇  
五〇  
五〇

に、

県旗  
上敷き（一四・五メートル）

同 同

四五〇  
二五〇

を

県旗  
つり看板  
プログラムスタンド  
上敷き（一四・五メートル）

一枚  
一台  
一式  
同

四五〇  
一五〇  
四〇〇  
二五〇

に、

同（大け  
一文字幕（  
東西幕）同）

いこ場）  
大ホール）

同 同 同

二、〇七〇  
二、〇七〇  
二、七七〇

を

一文字幕（大ホール）

同

二、〇七〇

に、

同 同  
（小ホール）  
（大けいこ場）

同 同

二、〇七〇  
二、〇七〇

を

同

（小ホール）

同

二、〇七〇

に、

吸音幕（大練習室）  
スクリーン（小ホール）  
同（大けいこ場）

同 同 同

三、一五〇  
三、一五〇  
二、〇七〇

を

スクリーン（小ホー

ル）

同

三、一五〇

に、

雪か

雪籠	一台	三七〇	三七〇
振り竹	一本	三五〇	三五〇
移動式姿見	一台	二四〇	二四〇
演出家卓	同	三一〇	三一〇

に改め、同表音響設備の項中	音響・ビデオ固定装置(映像ホール) デジタルオーディオプロダクション	同	同
装置	同	同	同
同	同	一三、八〇〇	一三、八〇〇
同	同	六、九三〇	六、九三〇
を「音響・ビデオ固定装置	を「音響・ビデオ固定装置	同	同

(映像ホール)	同	一三、八〇〇	一三、八〇〇
移動型 オーブ レコー	同	同	同

音響調整卓	同	二、七七〇	二、七七〇
ンリール式テープレコーダー	一台	二、七七〇	二、七七〇
ドプレーヤー	同	一、三八〇	一、三八〇
を「移動型音響調整卓	同	二、七七〇	二、七七〇

に改め、同表照明設備の項中「大けいこ場」を「大稽古場」に、	同	六九〇	六九〇
スモークマシン	同	同	同
を「スモークマシン	同	同	同
スモーク用ファン	同	二四〇	二四〇

に、「ブラックライト	同	同	同
ブラックライト	同	同	同
ムービングライト	同	同	同
ムービングライト	同	同	同
ムービングライト操作卓	同	同	同
カラーチェンジャー	同	同	同

一五〇

を

同	同
一式	一、七〇〇
同	一五〇
同	五、三九〇
同	三六〇

に改め、同表ピアノ等の項中

シンセサイザー

同

一、三八〇

「を」ポジティブオルガン

同

三、六〇〇 同

に改め、同表映像設備の項中

八ミリ映写機

スライド映写機（横河SLP

同（横河VIP

810	同
300	同

一、三八〇	同
二、七七〇	スクリーンを含む。
一、三八〇	同

を「スライド映写機

（横河SLP810）

同

二、七七〇

スクリーンを含む。

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県告示第千八号

鳩ヶ谷市から鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千九号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千十号

平成二十二年埼玉県告示第千百三十九号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

埼玉県告示第千十一号

平成二十一年埼玉県告示第九十五号で公示した公共測量（空中写真撮影（直接定位装置搭載のRC三十による撮影）、撮影縮尺一万分の一）は、平成二十一年三月十三日終了した旨測量計画機関の長である北本市長石津賢治から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千十二号

平成二十二年埼玉県告示第千四百六十一号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である宮代町長庄司博光から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立上尾特別支援学校ほか25校で使用する電気  
予定使用電力量5,410,100キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高  
砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額  
128,817,770円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年5月27日

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯能寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一地先まで</p>	<p>日高市大字北平沢字武藤ヶ谷戸 九三二番地先から人間郡毛呂山 町大字葛貫字新田前一〇八番</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・七〇 七五・〇〇</p>	<p>一五・五〇 七五・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四五五・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>地方特定道路(改築) 整備工事</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

熊谷羽生線	路線名
行田市大字和田字兩判一七 四番一地先から 同市大字和田字兩判一五二 番一地先まで	区 間
平成二十三年八月二十六日 午前十時	供用開始の期日
延長一〇三・九九メートル	備 考



# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">行田市富士見町二丁目 三六番地先</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">七・五〇 一〇・九四</p>	<p style="text-align: center;">七・五〇</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">二七一・四四</p>		<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">独立行政法人水資源機 構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>		<p style="text-align: center;">備 考</p>

## 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

川口草加線	路線名
草加市吉町五丁目一三三番一地先から同市吉町五丁目一三三番地先まで	供用開始の区間
平成二十三年八月二十六日	供用開始の期日
平成十四年一月二十九日付け 埼玉県告示第百三十四号及び 平成二十年一月二十二日付け 埼玉県越谷県土整備事務所長 告示第二号で変更した区域の 供用開始である。	備考

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

### 一 許可番号

平成二十三年八月十九日

指令越建セ第二二〇〇六〇一号

### 二 検査済証番号

平成二十三年八月二十三日

越建セ第二〇一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野字前田五百三十七番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六一九一三 メゾンエトワール III-203

島村 美智夫